

平成 19 年度財団法人小田原市体育協会事業計画書

=基本方針=

市民の体力と健康の増進を図るため、当協会寄附行為の定めるところにより、加盟団体をはじめ行政並びにスポーツ関係機関との連携のもと、市民総ぐるみのスポーツ振興を推進し、活力のあるまちづくりに寄与することを目的とした事業を展開する。

1 スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催（寄附行為第4条第1号）

小学生から一般市民を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会を次のとおり実施する。

(1) スポーツ教室の開催（14教室）

教室名	実施時期	回数	場所	対象者	参加料
小学生陸上競技教室	4～3月	12回	城山陸上競技場	小学4～6年生	2,000円
ソフトテニス教室	4～12月	12回	城山庭球場	小学4～6年生	5,000円
弓道教室	6月	10回	城内弓道場	18歳以上（高校生除）	3,000円
タグラグビー教室	6月	3回	城山陸上競技場	小学生	1,500円
親子体操教室	6～7月、9～11月	各5回	小田原アリーナ・サブ	2歳～入園前児童・親	2,000円
トレーニング教室	6～7月、10月	各4回	小田原アリーナ	20歳以上	1,500円
少年少女水泳教室	7月	8回	三の丸小学校プール	小学3～6年生	2,500円
相撲教室	7～8月	6回	相洋高等学校	小学生	1,500円
ドッジボール教室	8月	6回	小田原アリーナ・サブ	小学生	1,500円
ジュニアテニス教室	8月	7回	小田原テニスガーデン	小学4～中学3年生	3,000円
スナッグゴルフ教室	8月	5回	城山陸上競技場	小学生及び親	1,000円
シルバースポーツ教室	9～11月	9回	マロニエ、いづみ、中央公民館	60歳以上	1,500円
ウォーキング教室	11月～3月	4回	小田原アリーナ及び周辺	一般市民	1,000円
卓球教室	2月	5回	小田原アリーナ	小学生及び50歳以上	1,500円

(2) スポーツ大会の開催（4大会）

大会名	実施時期	場所	対象者	参加料
ジュニアスポーツ大会(フットサル)	5月27日	小田原アリーナ・メイン	小学生	3,000円
少年水泳競技大会	8月中旬	御幸の浜プール	小学3～6年生	500円
シニアスポーツ大会(ソフトバレー)	9月16日	小田原アリーナ・メイン	50歳以上	3,000円
小田原尊徳マラソン大会	3月9日	小田原アリーナ周辺	市民他	3,000円

(3) その他事業の開催

事業名	実施時期	場所	対象者	参加料
通年ウオーク	4月～3月	小田原アリーナスタート・ゴール	一般市民	200円

2 スポーツ団体等に対する助成及びその他の支援（寄附行為第4条第2号）

加盟団体に対して組織の運営及び活動費を助成するとともに、市民スポーツの振興を図るために、各種スポーツ大会に対して助成する。

(1) スポーツ団体等に対する支援事業

加盟団体に対する技術向上費及び組織活動促進費等の交付

(2) スポーツ大会に対する助成

スポーツ振興を図るため、市民を対象とした大会等に対し助成する。

3 スポーツ等指導者の養成（寄附行為第4条第3号）

加盟団体等各スポーツ団体において指導的立場にある者に対し指導者としての資質向上を図り、スポーツ活動の普及と競技力向上を図るために実施する。

(1) 競技団体指導者養成講習会

(2) 地区団体指導者養成講習会

(3) レクリエーション団体指導者養成講習会

(4) スポーツ医科学講習会

4 スポーツに関する情報の収集及び提供（寄附行為第4条第4号）

当協会の施策・事業の紹介や各スポーツ団体の活動状況を紹介するために情報誌等を発行する。また、各団体相互の情報交換や研修の場を設ける。

(1) 広報事業の展開

- ア スポーツレクリエーションカレンダーの作成 [年1回、1、200部]
- イ 会報の発行 [年1回、1、200部]
- ウ 情報誌「スポーツおだわら」の発行 [年4回、各10、000部]
- エ ホームページによる情報発信

(2) 情報交換事業の展開

- ア 競技団体研修会

- イ 地区団体研修会
- ウ レクリエーション団体研修会
- エ 担当部会研修会
- オ 新春スポーツ人の集い

5 小田原市が行うスポーツ事業の受託（寄附行為第4条第5号）

小田原市から、次のスポーツ事業について受託する。

- (1) 第59回小田原市民総合体育大会の開催
- (2) 第58回神奈川県総合体育大会（夏季・秋季大会）への代表選手派遣
- (3) 第59回神奈川県総合体育大会（冬季大会スキー競技会）への代表選手派遣
- (4) 第62回「かながわ駅伝」競走大会への代表選手派遣

6 小田原市が設置したスポーツ施設に係る管理等の受託（寄附行為第4条第6号）

小田原市教育委員会が所管するスポーツ施設の内、次の施設について業務の一部を受託する。

- (1) 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ受付等管理業務
- (2) 小田原テニスガーデン受付等管理業務
- (3) 城山陸上競技場受付等管理業務
- (4) 城山庭球場及び小峰庭球場受付等管理業務
- (5) 酒匂川スポーツ広場受付等管理業務

7 スポーツ少年団の育成（寄附行為第4条第7号）

小田原市スポーツ少年団及び市内各スポーツ少年団の助成及び指導育成を行う。

8 その他目的を達成するために必要な事業（寄附行為第4条第8号）

- (1) 体育功労者等に対する顕彰事業
本市のスポーツ振興に顕著な業績をあげ、本協会の発展に著しく貢献した者を顕彰する。
- (2) 国民体育大会出場選手に対する祝い金の交付
- (3) 小田原アリーナを会場として実施されるスポーツイベントに対する協力